（承認証の備置き）

第一条の五の三　前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る原動機を設置する船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

（承認証の再交付）

第一条の五の四　第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2　前項の承認証再交付申請書は、第一号の二の二様式によるものとする。

3　第一項の承認証再交付申請書には、第一条の五の二第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4　第一条の五の二第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

（承認証の返納）

第一条の五の五　第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一　承認を受けた原動機の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二　承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

（特別の用途）

第一条の五の六　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

第一条の七中「第一条の五各号」を「前条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機の使用に係る承認の申請等）

第一条の七の二　第一条の五から第一条の五の五までの規定は、法第十九条の九第一項第三号の承認について準用する。この場合において、第一号様式中「第１条の５第１項」とあるのは「第１条の７の２において準用する第１条の５第１項」と、「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と、第一号の二様式中「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と、「第１条の５の２第１項」とあるのは「第１条の７の２において準用する第１条の５の２第１項」と、第一号の二の二様式中「第１条の５の４第１項」とあるのは「第１条の７の２において準用する第１条の５の４第１項」と、「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と読み替えるものとする。

第一条の八第一項中「第一号様式」を「第一号の二の三様式」に改める。

第一条の九中「第一号の二様式」を「第一号の二の四様式」に改める。

第一条の十五第二号を次のように改める。

二　原動機が法第十九条の四第一項第一号及び第三号に該当する原動機となつたとき。

第二条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第五条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」に改め、同条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書」に改める。

第六条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書」を「前条第一項の申請書」に改め、同条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書」を「前条第二項の申請書」に改める。

第八条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　揮発性物質放出防止措置手引書にあつては揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項に係る設備の位置を確認できるようにすること。

第九条第一項第十九号中「前条第二十一号イ、ハ、ニ及びヘ」を「前条第二十二号イ、ハ、ニ及びヘ」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九　揮発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備

第九条第二項第十一号中「前条第二十一号ヘ」を「前条第二十二号ヘ」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　揮発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備

第十五条第二項を次のように改める。

2　法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一　油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質をいう。以下この条において同じ。）の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更（当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二　揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更（揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

第十五条第三項第一号中「同じ。）」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書（揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同項第二号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」を加え、同項第三号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を加え、同項第四号中「又は大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備又は揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第十八条の見出し中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改め、同条第四号中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第十九条第一項中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

第二十六条第一項第四号中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第四十六条第一項中「同条第二項において」を「同条第三項において」に、「法第十九条の十四第一項」を「法第十九条の九第一項、法第十九条の十四第一項」に改める。